

【別紙】

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は次の事項の全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者
- (2) 本市の令和 6・7 年度物件等競争入札参加資格者名簿に登載されている者
- (3) 本市の公告日から開札日までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす
- (5) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年 4 月 1 日規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- (6) 本件仕様書に記載された項目にすべて対応できる者

2 一般競争入札参加資格申請の方法等

この入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類等を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この入札に参加することができる。

- (1) 提出書類 ①制限付き一般競争入札参加申請書、②社員が技術士（河川、砂防及び海岸・海洋）または RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有していることのわかるもの（様式は任意）
- (2) 受付場所 高知市丸ノ内 1 丁目 7-45
総合あんしんセンター 5 階 防災政策課（担当 久松）
- (3) 受付期限 令和 7 年 10 月 20 日正午まで
（土曜日及び日曜日、祝日を除く日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。
ただし、最終日は正午までとする。）
- (4) 提出方法 電子メール、持参又は郵送によること。（ファクシミリは認めない。）
郵送の場合は、書留郵便に限る。受付期限必着であること

3 仕様書及び契約条項、前回成果品（報告書及びハザードマップ PDF データ）の閲覧

(1) 閲覧場所

高知市防災政策課ホームページ

(<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/135/>)

(2) 閲覧期間

令和 7 年 10 月 8 日から同年 10 月 20 日正午まで

4 質疑書の受付、回答の時期及び方法

- (1) 受付場所 総合あんしんセンター5階防災政策課（担当 久松）
- (2) 受付期限 令和7年10月15日正午まで
- (3) 提出方法 電子メール、持参又はファクシミリによること。（郵送は認めない。）
- (4) 回答方法 高知市防災政策課ホームページに掲載する。
- (5) 回答時期 回答は令和7年10月16日までに行う。

5 入札参加資格決定等

第2項により入札参加申請を行った者について、提出書類の審査を行い、入札参加資格決定を行う。入札参加資格の通知は、資格決定をしなかった者についてのみ令和7年10月20日17時00分までにファクシミリにより通知し、当該通知を受けなかった者は、資格決定をされたものとみなす。

6 入札参加資格の喪失

前項の入札参加資格決定後において、当該決定をされた者が第1項各号に掲げる資格要件を満たさなくなったとき、又は参加申請書において虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加することができない。

7 入札手続等に関する事項

入札は次のとおり行う。

- (1) 入札日 令和7年10月21日 11時00分
- (2) 入札場所 総合あんしんセンター5階 災害対策本部室
- (3) 提出書類
 - ア 入札書
 - イ 委任状（入札者と実際に入札書を投函する者の間に委任関係がある場合のみ。）

8 入札条件等に関する事項

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 再度の入札は、2回（初度の入札と合わせて3回の入札）まで行う。
- (3) 再度の入札において、その前回の入札の最低価格以上の入札をしたときは、辞退の意思表示があったものとし、辞退札として取り扱う。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること
- (5) この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札及び高知市契約規則第20条各号の規定に該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、予定価格以下で一番低い金額で入札した者を落札者とする。
- (2) 前号に定める落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより決定する。（辞退はできない。）

10 契約締結に関する事項

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して10日以内に契約を締結すること
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に、落札者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、落札決定を取り消すことがある。
 - ア 第1項第1号、第3号、第4号、第5号のいずれかの要件を満たさなくなったとき
 - イ 本市から指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき
- (3) 本件の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。

11 その他

- (1) 入札参加申請書の作成に要する全ての費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された入札参加申請書等を受理した後は、その追加及び変更を認めない。
- (3) 提出された全ての書類は返却しない。
- (4) 次の条件に該当する場合は、失格になる場合があるので注意すること
 - ア 提出書類に不足があった場合。
 - イ 本件に関して、この要項に定める以外の方法により、関係者に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合。

12 担当部課

高知市防災対策部防災政策課（担当 久松）

高知市丸ノ内一丁目7番45号 総合あんしんセンター5階

電話番号 088-823-9055 FAX 088-823-9085

電子メール kc-080200@city.kochi.lg.jp